

# 社会福祉法人 八代愛育会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 八代愛育会（以下「この法人」という。）の役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

## (報酬)

第3条 役員等が理事会、並びに評議員が評議員会に出席した場合は、日額報酬を支給する。ただし、八代愛育会に所属する職員が役員等を兼ねている場合は支給しない。

- 2 報酬の額は、別表1による。
- 3 前項の1、2の規程は、年5回までを対象とする。

## (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 常勤の理事長 別表2
- (2) 常勤の理事：所属する事業所の給与規程による。

## (報酬等の支給)

第5条 常勤の理事長に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月10日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日）
- (2) 賞与 毎年6月及び12月

## (費用弁償)

第6条 役員等が、その職務を行うために出張したときは、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額は、別表第3による。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

- 1 この規程は、平成 29 年 6 月 20 日より施行する。
- 2 この規程は、令和 2 年 7 月 1 日より全面改訂とする。

別表第1 (第3条関係)

区 分	理事・監事・評議員
日額報酬	5, 153円

別表第2 (第4条関係)

役職名 報酬の額

理事長 報酬月額 800, 000円

6月の賞与 報酬月額×1.5か月分

12月の賞与 報酬月額×1.5か月分

別表第3 (第6条関係)

区分		理事・監事・評議員
交通費	鉄道賃	実費
	船賃	上級
	車賃	1 Kmにつき12円又は実費
	航空賃	実費
日当1日につき		8, 000円
宿泊料 (1夜に就き)	甲地 熊本市除外	14, 800円
	乙地 熊本市含む	13, 300円